

大阪府立体育会館等指定管理者の モニタリングについて



体育会館・臨海スポーツセンター・漕艇センター・門真スポーツセンター

平成25年3月27日

大阪府教育委員会事務局
教育振興室保健体育課

第1章 指定管理者のモニタリングについて		
1	評価の目的	P 4
2	評価の流れ	P 4
3	評価の段階	P 5
4	評価の手法	P 6
5	評価結果の活用	P10
6	スケジュール	P11
第2章 評価委員会の評価結果及び指摘・提言		
1	大阪府立体育会館	P13
2	大阪府立臨海スポーツセンター	P15
3	大阪府立漕艇センター	P17
4	大阪府立門真スポーツセンター	P19
5	評価結果の概要	P21
6	利用者アンケート結果	P22
第3章 対応方針		
1	評価結果に基づく対応方針	P24
2	改善方針実施に向けたスケジュール	P25
3	改善のための対応方針	P26
第4章 改善のための対応方針		
1	平成23年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針	P28
2	平成24年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針	P31
参考		
1	大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会設置要項	P34
2	大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会委員名簿	P36

第1章 指定管理者のモニタリングについて

1 評価の目的

大阪府立のスポーツ施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間企業等が公の施設を弾力的に管理運営することで、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。

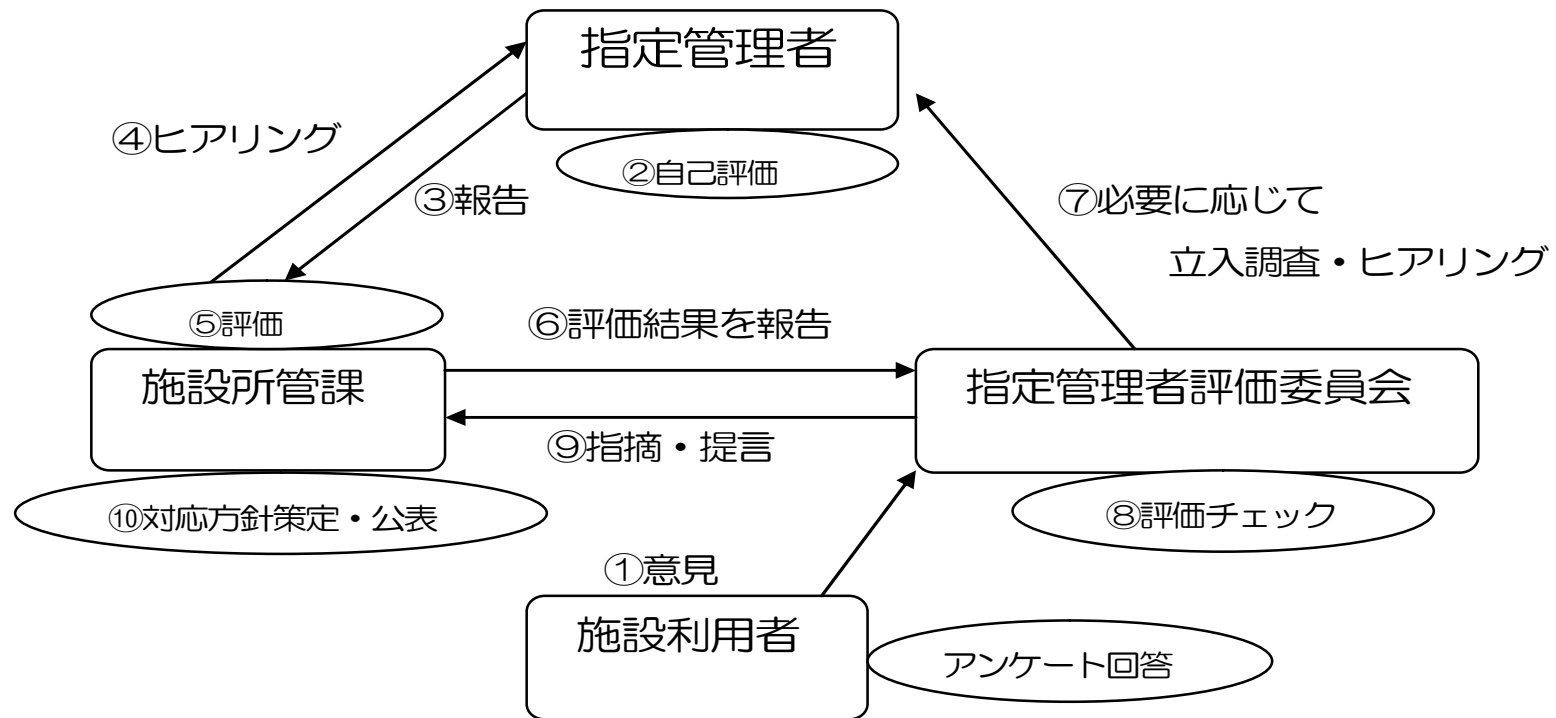
今後も施設運営の品質を安定的に提供するため、大阪府では、外部有識者による指定管理者評価委員会を設置し、モニタリングを実施することとした。

モニタリングとは、府と指定管理者が業務について点検・評価を行い、それをフィードバックすることでさらに府民サービスの向上につなげていくために実施するものである。

2 評価の流れ

1. 施設利用者からの意見（アンケート実施）
2. 指定管理者が自己評価
3. 指定管理者が施設所管課（保健体育課）へ自己評価結果を報告
4. 保健体育課が指定管理者へヒアリング
5. 保健体育課が指定管理者を評価
6. 保健体育課が指定管理者に対して行った評価結果を評価委員へ報告
7. 必要に応じ、評価委員会が指定管理者に対して立入検査や指定管理者へのヒアリングを実施
8. 評価委員会が保健体育課の評価の内容について点検を実施
9. 評価委員会が保健体育課に対して指摘・提言
10. 保健体育課が対応方針を策定・公表

評価の流れ



3 評価の段階

1. 指定管理者による自己評価
2. 施設所管課（保健体育課）による評価
3. 評価委員会による評価（保健体育課が行った評価のチェック）

4 評価の手法

① 評価方法

指定管理者から提出のあった自己評価票及び指定管理者へのヒアリング等に基づき、評価票の評価基準項目及び総括の評価について、下のとおり4段階で評価する。

評 価		基 準
S	優良	提案項目以上の実施状況が認められるもの
A	良好	提案項目どおりの実施状況が認められるもの
B	ほぼ良好	ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの
C	要改善	提案項目の実施が今年度は進んでいないもの

② 評価基準項目の評価

評価基準の1項目を4点満点で評価し、項目数に応じて下表のとおり評価する。

4点：S優良、3点：A良好、2点：Bほぼ良好、1点：C要改善

③ 総括の評価

それぞれの評価項目（Ⅰ～Ⅲ）の総括の評価は、上表で評価した1項目を4点満点とし、項目数に応じて下表のとおり評価する。

4点：S優良、3点：A良好、2点：Bほぼ良好、1点：C要改善

【例】評価項目Ⅱで（1）はS(4点)、（2）はA(3点)、（3）はB(2点)の場合
3項目あるので12点満点 ⇒ 4 + 3 + 2 = 9点 ⇒ 総括評価 A

評価 項目数	点数	得 点			
		S 優良	A 良好	B ほぼ良好	C 要改善
1	4	4	3	2	1
2	8	8～7	6～5	4～3	2
3	12	12～11	10～8	7～5	4～3
4	16	16～14	13～10	9～6	5～4
5	20	20～18	17～13	12～9	7～5
6	24	24～21	20～15	14～10	8～6
7	28	28～25	24～18	17～12	11～7

④安定的な運営が可能となる財政基盤の評価

指定管理者である法人等事業者の経営状況について、下の4つの指標を用いて「安全性」と「収益性」との確認を行う。比率は、「貸借対照表」と「損益計算書」から算出する。

指標 1	自己資本比率 [安全性]
自己資本比率＝自己資本÷総資本	
総資産（資産合計）に占める自己資本（純資産合計）の割合を示した指標。どれだけ借金に頼らずに経営をしているかを示している。比率が高いほど借金（負債合計：他人資本ともいう）に頼る割合が低く、経営が安定していることを示す。一般的な目安としては、30%以上の場合は普通、50%以上の場合は高いとされている。	
指標 2	流動比率 [安全性]
流動比率＝流動資産÷流動負債	
法人の短期的な支払い能力を示す指標。1年以内に現金化できる資産を「流動資産」、1年以内に支払いを要する負債を「流動負債」と言い、「すぐに準備できるお金」と「すぐに返さないといけないお金」のバランスを比較する。つまり、流動資産（すぐに準備できるお金）のほうが多いほど、支払い能力が高いことを示している。一般的な目安としては、200%以上が理想といわれているが、日本では110～160%程度とされている。	

指標 3	固定比率 [安全性]
固定比率＝固定資産÷自己資本	
<p>固定資産をどの程度、自己資本で賄っているかを示す指標。土地や建物など、この先1年以上換金できない、又は換金しない固定資産を、返済義務のない・自前の資金である自己資本（純資産合計）でどれだけ賄えるかを比較する。一般的な目安としては、100%以下が理想といわれているが、日本では100～120%の範囲で健全、200%を超えると黄信号とされている。</p>	

指標 4	総資本経常利益率 [収益性]
総資本経常利益率＝経常利益÷総資本	
<p>法人の総合的な収益力を示す指標。法人の総資産（資産合計）に対して、どれだけの経常利益（本業を含め普段行っている継続的な活動から得られる利益）を稼ぎ出しているのかを示している。比率が高いほど資本を効率的に運用し、収益をあげているかを示している。</p>	

➤ 記載例

項目	H21実績	H22績	H23実績	見方の目安
①自己資本比率	38.6%	33.2%	40.0%	良い傾向であり良好
②流動比率	180.7%	175.2%	157.1%	下降傾向であるが標準的
③固定比率	120.5%	140.7%	112.5%	改善されており健全
④総資産経常利益率	8.8%	7.9%	10.0%	良い傾向であり良好
評価	流動比率は下降傾向であるが、全般的に良好と判断される。			

5 評価結果の活用

- 対応方針の策定（施設所管課（保健体育課））
評価委員会の評価結果及び指摘・提言を踏まえ、施設所管課（保健体育課）が対応方針を策定する。
- 評価結果の公表（保健体育課）
保健体育課は、評価委員会の評価結果及び指摘・提言並びに対応方針について、大阪府のホームページに掲載する。
- 改善のための対応方針の作成：次年度事業計画への反映（指定管理者）
指定管理者は、対応方針に基づき改善のための対応方針を作成するとともに、未実施事業等について可能な限り次年度事業計画に反映させ、早期の実施に努める。
- 改善方策の進捗状況の把握（保健体育課）
改善のための対応方針の提出があった事業について、指定管理者へのヒアリング等により進捗状況を把握する。

6 スケジュール

▶ 平成24年度

時 期	内 容
8月	・施設利用者アンケート（8/1～8/31）：施設所管課（保健体育課）で集約
9月	・自己評価（指定管理者）：9月時点。期間は1年間
11月	・指定管理者へのヒアリング ⇒ 評価（施設所管課（保健体育課））
12月20日	・第1回評価委員会：評価及び指摘・提言（評価委員会）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針策定（保健体育課） ・評価結果及び指摘・提言及び対応方針公表（保健体育課） ・改善のための対応方針：事業計画反映等の策定（指定管理者） ・25年度事業計画策定（指定管理者）

▶ 平成25年度以降

時 期	内 容
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・未実施事業等の進捗管理（施設所管課（保健体育課）） ・施設利用者アンケートの実施：施設所管課（保健体育課）で集約
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回評価委員会 ⇒ 評価票等（評価項目・評価基準等）の見直し ・自己評価（指定管理者）：9月末時点。期間は1年間
11月	・指定管理者へのヒアリング（保健体育課）⇒ 評価（保健体育課）
12月	・第2回評価委員会による評価及び指摘・提言（評価委員会）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・対応方針策定（保健体育課） ・評価結果及び指摘・提言及び対応方針公表（保健体育課） ・改善のための対応方針：事業計画反映等の策定（指定管理者） ・次年度事業計画書策定（指定管理者）

第2章 評価委員会の評価結果及び指摘・提言

評価委員会の評価結果及び指摘・提言

1 体育会館

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策				
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①「スポーツとにぎわいづくりの殿堂」の趣旨に基づき、イベント誘致、利用増に向けた取組みを行っている。 ②個人情報の管理、防災・安全対策など各種社内研修を実施。 ③社会貢献活動に取り組んでいる。	
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①年間利用計画の策定。各種イベント情報の発信に努めている。 ②高齢者・障がい者等に対する研修等の実施。	
I 施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 【指標】利用者数	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	S	①H24年度利用者数はH18年度以降最高の82.5万人超の見込。 ②季刊誌、フリーペーパー掲載など情報発信を実施。	
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	A	①休館日の開館や開館時間の延長など利用者ニーズに柔軟に対応。 ②提案の自主事業は開催しているが、利用者数が減少傾向。 ③施設設備の点検体制の整備。スタッフ合同パトロールの実施。	
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	①施設設備の効果的な維持管理 ②施設設備の安全管理 ③緊急時の危機管理体制	A	①設備点検年間計画、基本修繕費の計画的な実施に努めている。 ②新たに点検記録簿を作成し、チェック体制を整備するなど安全管理に向けた意識向上を図っている。 ③危機管理マニュアルが整備されている。	
(6)収入確保策の実施	①広告収入等の収入確保策の取組み ②提案どおり実施されているか。	S	①広告収入や空きスペースの有効活用により収入確保策の取組みを行っている。 ②事業計画に対し収入は増額しており、納付金はプロポ提案以上の見込み。	
I 提言の履行状況に関する項目				
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①府や公益事業への協力の取組みが図られている。 ②行政の福祉化は提案どおり実施されている。 ③グループ全体で府民等協働意識、取組みがなされている。 ④府のESCO事業推進や電力量の見直し、夏場の節電対策にも積極的に節電に協力し、実施している。	
I 総括		A		

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言	
Ⅱ の向上に関するサービス	(1)利用者満足度調査等	①利用者満足度調査等の実施状況 ②調査結果のフィードバック(P D C A)	A	①新たに直接、意見ができるWebを開設し、広く利用者のニーズ把握に努めている。 ②問合せWebや教室利用者のアンケート結果をもとに、迅速な対応が図られている。	
	(2)自主事業 〔指標〕 利用者数、収支状況	①さらなるサービス向上の取組み	B	①自主事業の各種教室は提案どおり実施し、リピーター増の取組や広報PRの実施は評価するが、収入・参加人数ともに減少傾向となっており、さらなるサービス向上策が必要。	
	(3)その他創意工夫	①その他創意工夫の取組み	A	①利用者満足度調査は行っていたが、新たにWebページによる意見を聞く取組みや、利用者サービス向上、施設維持にも新たな取組みが見られる。	
	Ⅱ 総 括		A		
Ⅲ 能力及び財政基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度 〔指標〕 収支計算書	①事業収支計画、事業収支実績状況	S	①H24年度収支見込は、プロポ提案より上回っている。特に収入確保策により、収入はプロポ提案より3.8%増。納付金はプロポ提案以上の見込みである。	
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制・配置 ②管理監督体制・責任体制 ③指導育成、研修体制	A	①「管理体制計画書」のとおり職員配置を行い、提案どおり十分な管理運営可能な職員体制となっている。 ②本社部門との連携体制を構築し、職員間で日々の情報共有を図っており、意思疎通ができています。 業務マニュアルや異常事態要項、本社事故等防止委員会規程等により、責任体制を明確にしている。 ③職員スタッフ研修を計画的に開催しており、職員育成に努めている。	
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	①法人等事業者の経営規模、事業規模、組織規模等の運営基盤 ②法人等事業者の財務状況	A	①運営基盤は安定 ②自己資本比率及び固定比率が優秀であり、健全な財務状況と言える。	
Ⅲ 総 括		A			

2 臨海スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策				
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①府民の保健体育及びスポーツ並びに健全で文化的な集会の用に供するための提供の場として、休館日も貸館を実施。 ②人権研修、個人情報保護研修等の実施。危機管理マニュアルの設置、防災訓練等の実施。 ③清掃ボランティアへの参加。適用法令一覧表及び年間実施計画の策定により法令点検を実施。	
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①年間利用計画の策定。館内にイベント情報を掲載するなど情報発信に努めている。HPに予約情報掲載。 ②高齢者・障がい者等に対する研修等の実施。	
I 提案の履行状況に関する項目				
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 【指標】利用者数	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	A	①ワンコイン等集客力のあるイベントを実施。対前年同期比18%増。 ②HPのリニューアル、新聞折り込みチラシ、DM、ポスティング等広報実施。	
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	A	①開館時間の延長、休館日の営業を実施するなど、利用者へのサービス向上に取り組んでいる。 ②自主事業の提案以外のダンススクールを開講し、利用者の選択肢の拡大を図っている。 ③通常の修繕点検以外にスタッフ合同パトロールを実施。製氷時間の延長により、良質な製氷作業を実施。	
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	①施設設備の効果的な維持管理 ②施設設備の安全管理 ③緊急時の危機管理体制	A	①年間設備点検計画を策定し順次実施後、府へ報告あり。 ②点検結果を点検記録簿に記載するなど設備管理体制の整備を図っている。 ③危機管理マニュアル設置。緊急時の管理連絡体制の整備。	
(6)収入確保策の実施	①広告収入等の収入確保策の取組み ②提案どおり実施されているか。	A	※指定管理者応募の際には提案なし 提案どおりの収入により、事業提案以上の納付見込み。	
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①府・公益事業協力の取組みがなされている。 ②行政の福祉化の取組みは提案どおり実施されている。 ③実施なし ④グループ会社と共に「環境負荷軽減施策」実施。夏の節電時には、電灯消灯等による節電対策を実施。	
I 総括		A		

	評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
Ⅱ の 向上 に 関 する 事 項	(1)利用者満足度調査等	①利用者満足度調査等の実施状況 ②調査結果のフィードバック(PDCA)	A	①イベント毎にアンケートを実施し、また、HPで「お問い合わせ」窓口のリニューアルを行い、有効な広報媒体の検討等を行っている。 ②集客力の効果が少ない広報媒体の廃止。利用者の声より、防球ネットの貼り換えを行い安全性の向上を図っている。	
	(2)自主事業 〔指標〕 利用者数、収支状況	①さらなるサービス向上の取組み	A	①会議室利用の比較的少ない時間帯を活用し、指定管理者応募時の提案以外のチアダンススクール教室を新規で開講。教室会員の対前年同期比約10%増。	
	(3)その他創意工夫	①その他創意工夫の取組み	B	①個人情報保護について全従業員が研修に参加しているが、提案内容のとおりであり、創意工夫の取組みとまでは言えない。 施設のイベント、教室のPRを兼ねて施設の空きスペースを活用し、イベント内容や教室開催の様態を展示するなどの工夫がされている。	
	Ⅱ 総 括		A		
Ⅲ 能 力 及 び 財 政 基 盤 に 関 する 事 項	(1)収支計画の内容、適 格性及び実現の程度 〔指標〕収支計算書	①事業収支計画、事業収支実績状況	A	①H24年度収入・支出見込みは、事業収支計画より上回っているが、納付金は事業計画以上の見込み。	
	(2)安定的な運営が可能 となる人的能力	①職員体制・配置 ②管理監督体制・責任体制 ③指導育成、研修体制	A	①指定管理者応募の提案以上の人員配置を行い、安定した運営を行っている。 ②センターマネージャー、部門責任者及びスタッフの責任体制を構築。 ③スタッフへの人権研修等はグループ会社で企画実施。さらに地元消防署等と連携を図り防災や一次救命処置等の研修を実施するなど、職員育成に努めている。また、業務マニュアルの策定により、業務内容が明確化され、より安定的な管理運営が行われている。	
	(3)安定的な運営が可能 となる財政的基盤	①法人等事業者の経営規模、事業規模、 組織規模等の運営基盤 ②法人等事業者の財務状況	A	①運営基盤は安定 ②自己資本比率及び固定比率が優秀であり、健全な財務状況と言える。	
	Ⅲ 総 括		A		

3 漕艇センター

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言	
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策					
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①指定管理2年目に入り目的に沿った環境整備を実施している。使用不可能艇の処分、艇庫メンテナンス工具の整備もなされている。 ②漕艇競技時の動力船の航行が減っている。 ③常勤職員3名がAED取扱者、消防署の立入検査、消防設備の点検等、社会貢献活動、環境活動への取組みが適切になされている。		
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①苦情トラブルに適切に対応されている。また、土日祝日に一部の漕艇利用者が独占していた駐車車両をなくすなど対応を図っている。 ②車いす利用者の競技参加者には、水面にエントリーしやすいように段差をなくすなど障がい者等へ配慮した取組を行なっている。高齢者ライフジャケット着用率が増加した。		
施設の効用を最大限発揮するための方策					
I 提案の 履行状況 に関する 項目	(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 【指標】利用者数	A	①カヌー利用者を誘致、トレーニングルームの有効活用の検討、漕艇利用者以外の施設利用（シャワー室等）の促進などの利用者増を目指した取組を行なっているが、利用料金の値上等により利用者数は前年度より減少している。 【指標】利用者数（4月～9月）H23（39,845人）→H24(27,163人) ②利用者から好評の読みやすいニュースレターを継続していくことにより、漕艇センターの情報・告知が早く利用者へ伝えることができ、情報発信に取組んでいる。	・利用者数の増加に向けて、さらなる努力を期待する。	
	(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	A	①大会時に外部からの動力船の競技水面の進入防止策は、利用者から好評であり、利用者サービス向上に向けた取組が行われている。 ②提案どおり自主事業を実施している。 ③ホームページ等の広報活動、マリス海洋スクール等の自主事業を充実させ、利用者数の増加に向けての努力がみられる。 ④提案に基づき施設設備、機能の活用に取り組んでいる。		
	(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	A	①適切に修繕を実施して、施設設備の維持管理に努めている。 ②施設の補修・修繕は、危険度、耐用年数等を考慮し、計画どおりに実施している。 ③緊急時にも対応できる体制を整えており、台風災害発生時など適切に対応している。		
	(6)収入確保策の実施	A	①ネーミングライツは提案どおりであり、収入確保できている。ネーミングライツ効果（看板等）により漕艇利用者以外の利用者也施設見学等で立ち寄るようになっている。 ②新艇等の購入に伴い船名公募、進水式を行う等取組を行ない借艇の利用率の向上に努めている。新たに救助艇（ゴムボート）貸出を行ない収入確保に努めている。 [収入]プロボ提案11,125千円→H24 見込み11,125千円		
	その他管理に際して必要な事項				
	(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①②府福祉施策等の優先的な協力がみられる。 ③近隣施設企業と協力をした活動を実施している。 ④利用者に対しゴミゼロ運動等環境問題への取組を実施している。	
I 総括		A			

	評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
Ⅱ さらなるサービスの向上に関する事項	(1)利用者満足度調査等	①利用者満足度調査等の実施状況 ②調査結果のフィードバック(P D C A)	A	①意見箱の設置により、利用者の要望を把握することができる。 ②利用者の要望に対して適切に対応している。	
	(2)自主事業 〔指標〕 利用者数、収支状況	①さらなるサービス向上の取組み	A	①海洋講座やスクールを行なう等、漕艇以外の利用者が増加する取組みを行なっている。	
	(3)その他創意工夫	①その他創意工夫の取組み	A	①利用者の安全に配慮した取組みを行なう等、その他創意工夫の取組みが実施されている。	
	Ⅱ 総 括		A		
Ⅲ 適正な管理業務の遂行が可能 能力及び財政基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度 〔指標〕 収支計算書	①事業収支計画、事業収支実績状況	A	①プロポーザル提案どおりの見込みである（委託料なし）。	
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制・配置 ②管理監督体制・責任体制 ③指導育成、研修体制	A	①H24年度の職員体制は計画どおりの人員配置を行ない、安定した運営を行なっている。 ②計画どおりの管理監督体制により、安定的な運営体制を図っている。 ③水上指導員講習を実施する等計画どおりスタッフに対し、指導教育、研修を行っている。	
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	①法人等事業者の経営規模、事業規模、組織規模等の運営基盤 ②法人等事業者の財務状況	A	①運営基盤は安定。 ②自己資本比率及び固定比率が優秀であり、健全な財務状況と言える。	
	Ⅲ 総 括		A		

4 門真スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策				
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	①施設の設置目的に沿った運営 ②提案した管理運営方針に沿った管理 ③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	A	①大阪府立門真SC条例に記載のある設置目的に従って、『体育・スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、併せて文化的な集会及び催物の場』を提供している。 ②スポーツ教室の継続等、管理運営方針に沿った運営をしている。 ③コンプライアンス研修の実施など法令順守等の取り組んでいる。 中学生を対象にした職場体験等、社会貢献活動を積極的に行っている。	
(2)平等な利用を図るための具体的手法・効果	①公平なサービス提供、対応状況 ②高齢者、障がい者等に対する配慮	A	①社内接遇ライセンス研修の受講等、公平なサービスの取組が適切になされている。 ②従業員が障がい者スポーツ指導員（初級）を取得するなど、障がい者等へのサービス向上がなされている。	
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 【指標】利用者数	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	A	①利用者数が例年に比べやや減となっていることから、利用者増についての方策を検討されたい。 ②今年度より近隣3km地域へのポスティングを実施。また、ホームページ利用予約は適宜更新し、情報の鮮度を保つことができている。	①利用者増のための施策を検討すること
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	B	①業務推進委員会を設置し、業務の改善につながっていると認められる。 ②充足率の低い教室に関してはプログラムの見直しを検討されたい。 ③パークアンドライドのマーケット調査をもとに、早急に事業採算性の判断を行い、不良の場合は早急に代替策を講じる等の取組をされたい。	
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	①施設設備の効果的な維持管理 ②施設設備の安全管理 ③緊急時の危機管理体制	A	①施設修繕会議を実施し、適切な維持管理に努めている。 ②リスクマネジメントを検証したマニュアルによる点検を行っている。 ③危機発生時対応マニュアル改定により、緊急時の危機管理体制をより強固なものにしている。	
(6)収入確保策の実施	①広告収入等の収入確保策の取組み ②提案どおり実施されているか。	A	①施設ウェブサイトへのバナー広告掲載を予定している。 ②提案額以上の収入達成状況が見込まれる。	
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	①府、公益事業協力等の取組み ②行政の福祉化の取組み ③府民・NPOとの協働の取組み ④環境問題への取組み	A	①まいど子どもカードの登録や府の広報ポスターの掲示等、公益事業への協力を行っている。 ②支援センターを活用した雇用について早期に実行に移されたい。 ③あいりん地区雇用対策活動の協力を行っている。 ④府節電施策への協力のみならず自主節電対策も行っており、環境問題に適切に取り組んでいる。	
I 総括		A		

I 提案の履行状況に関する項目

評価項目		評価基準	評価	評価コメント	指摘・提言
Ⅱ さらなるサービス の向上に関する事項	(1)利用者満足度調査等	①利用者満足度調査等の実施状況 ②調査結果のフィードバック(PDCA)	A	①利用者アンケート（年2回）を行うなど、適切に利用者の意見を聞く機会を設けている。 ②1回目のアンケートは障がい者のスポーツ指導に関して調査研究している大学と共同で実施し、分析を行っている。	
	(2)自主事業 〔指標〕 利用者数、収支状況	①さらなるサービス向上の取組み	A	①スポーツ教室の内容を、利用者・講師の多角的な立場に立って検討しており、サービス向上に取り組みとして評価できる。	
	(3)その他創意工夫	①その他創意工夫の取組み	A	①利用予約に対して、書面で利用確定を通知するサービスを開始。これまでの口頭確認によるトラブルを解決した取り組みとして評価できる。	
	Ⅱ 総括		A		
Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる 及び財政基盤に関する事項	(1)収支計画の内容、適格性及び実現の程度 〔指標〕 収支計算書	①事業収支計画、事業収支実績状況	A	平成24年度収入の実績見通は、指定管理者提案額対比101%の見込み。	
	(2)安定的な運営が可能となる人的能力	①職員体制・配置 ②管理監督体制・責任体制 ③指導育成、研修体制	A	①指定管理者応募時の提案通りの人員配置が行われている。 ②スポーツ振興団体が中心となり、適切な管理監督体制が構築されている。 ③研修実施数 43回、参加人数延べ約860人（接客・接遇研修等）	
	(3)安定的な運営が可能となる財政的基盤	①法人等事業者の経営規模、事業規模、組織規模等の運営基盤 ②法人等事業者の財務状況	A	①運営基盤は安定している。 ②(株)オーグスポーツ：グループ会社としてみると財務状況は概ね健全。 (株)MIDファシリティマネジメント：財務状況は概ね健全。 (株)パティネレジャー：財務状況は概ね健全。	
Ⅲ 総括		A			

5 評価委員会の評価結果の概要

〇 体育会館

- ・ 指定管理者応募時に提案があった項目は、概ね提案どおり実施。
- ・ 個人情報保護研修、救命救急講習会等スタッフ向け研修を積極的に実施し、また新たな取組みにより点検記録簿を作成し、日頃からのチェック体制を整備し、安全管理に向けた意識向上を図っている。
- ・ 平成24年度の利用者数は82万人超の見込みであり、平成18年度の指定管理者制度導入以来最高の利用者数となる。
- ・ 自主事業の各種教室は提案どおり実施し、リピーター増の取組や広報PRの実施は評価するが、収入・参加人数ともに減少傾向となっており、利用者数増加に向けて、さらなるサービス向上策が必要。
- ・ 法人の財政的基盤は良好であり、安定した運営が可能である。

〇 臨海スポーツセンター

- ・ 指定管理者応募時に提案があった項目は、概ね提案どおり実施しているが、府民・NPOとの協働の取組みなど一部未実施の項目がある。
- ・ 提案のあった自主事業以外にも、スポーツ教室を開催し、選択肢の拡大を図っている。また、集客力のあるイベントを継続して行い利用者の増加に努めている。
- ・ 個人情報保護研修、情報公開研修等スタッフ向け研修を積極的に実施し、また、施設内スポーツ用具等の日常点検内容を点検記録簿を整備するなど、設備の安全管理体制の向上に努めている。
- ・ 法人の財政的基盤は良好であり、安定した運営が可能である。

〇 漕艇センター

- ・ 指定管理者応募時に提案があった項目は、概ね提案どおり実施。
- ・ 利用者数増加のため施設の整備、修繕に努めている。
- ・ 従業員接遇・人権啓発・個人情報講習会、水上安全指導員講習会等スタッフ向け研修を積極的に実施している。
- ・ 利用者数が前年度に比べ減少しているため、増加に向けてさらなる努力を期待する。
収入はほぼ計画どおりである。
- ・ 法人等の財政的基盤は良好であり、安定した運営が可能である。

〇 門真スポーツセンター

- ・ パークアンドライドのマーケット調査をもとに、早急に事業採算性の判断を行い、継続不可の場合は早急に代替策を講じる等の取り組みをされたい。
- ・ 自主事業のスポーツ教室の参加者数を増加させるよう努力されたい。
- ・ 平成23度は東日本大震災による関東での大会の受け皿として利用者数増（H23実績：53万6千人）となったため、今年度見通（48万人）は前年比大幅減となっている。しかし、なみはやスイムフェスティバルの参加者、一般利用、およびトレーニングルームについては前年度比増傾向にある。ただし利用者全体で見ると例年に比べやや減（H22実績比▲1万3千人）となっていることから、利用者増についての方策を検討されたい。
- ・ 法人の運営基盤は安定しており、財政的基盤は概ね健全であり、安定した運営が可能である。

6 利用者アンケート結果

- 実施期間：平成24年8月1日～8月31日（金）31日間
- 周知方法：各施設に掲示及び府ホームページに掲載
- 回収方法：メールもしくはFAX
- 回収数：下表のとおり

施設名	平成24年度回収数	平成23年度回収数
体育会館	0件	0件
臨海スポーツセンター	0件	2件
漕艇センター	4件	5件
門真スポーツセンター	16件	2件

○ アンケート概要

Q1. 過去の利用回数

- ・ 11回以上50%、2～10回程度30%、はじめて20%

Q2. スタッフの対応、清掃等について

- ・ 大変満足が35%、満足が35%、不満10%、大変不満5%、よくわからない15%

Q3. 利用してよかったところ、改善してほしいところなど

- ・ 「よかったところ」…スタッフの対応が良く、利用しやすい用に改善していただいている など
- ・ 「改善してほしいところ」…駐車場料金の割引や、設備の修繕 など

Q4. その他 お気づきのこと

- ・ 施設利用料金の割引 など

第3章 対応方針

1 評価結果に基づく対応方針

評価		基準	対応方針 施設所管課（保健体育課）⇒指定管理者
S	優良	提案項目以上の実施状況が認められるもの	○なし（引き続き、優良な運営に期待）
A	良好	提案項目どおりの実施状況が認められるもの	○なし（さらなる運営努力を期待。） ただし、評価委員会から指摘・提言のあった事項は、改善のための対応方針（別紙）の提出を求める。
B	ほぼ良好	ほぼ提案項目どおりの実施状況が認められるもの	○さらなる運営努力を促すとともに、改善のための対応方針（別紙）の提出を求める。なお。評価委員会から指摘・提言のあった事項についても同様とする。
C	要改善	提案項目の実施が今年度は進んでいないもの	○提案項目の早期実施を要求するとともに、改善のための対応方針（別紙）の提出を求める。 ○2年連続で改善が認められない場合は、その理由について、書面での提出及び報告を求める。 ○指定管理の事情により提案項目の実施が困難な場合は、その理由について、書面での提出及び報告を求める。

○ 評価項目Ⅱ「さらなるサービスの向上に関する事項」は、公募時にはない項目であるため、改善のための対応方針等の提出は求めない。（ただし、評価委員会から指摘・提言のあった場合は除くものとする。）

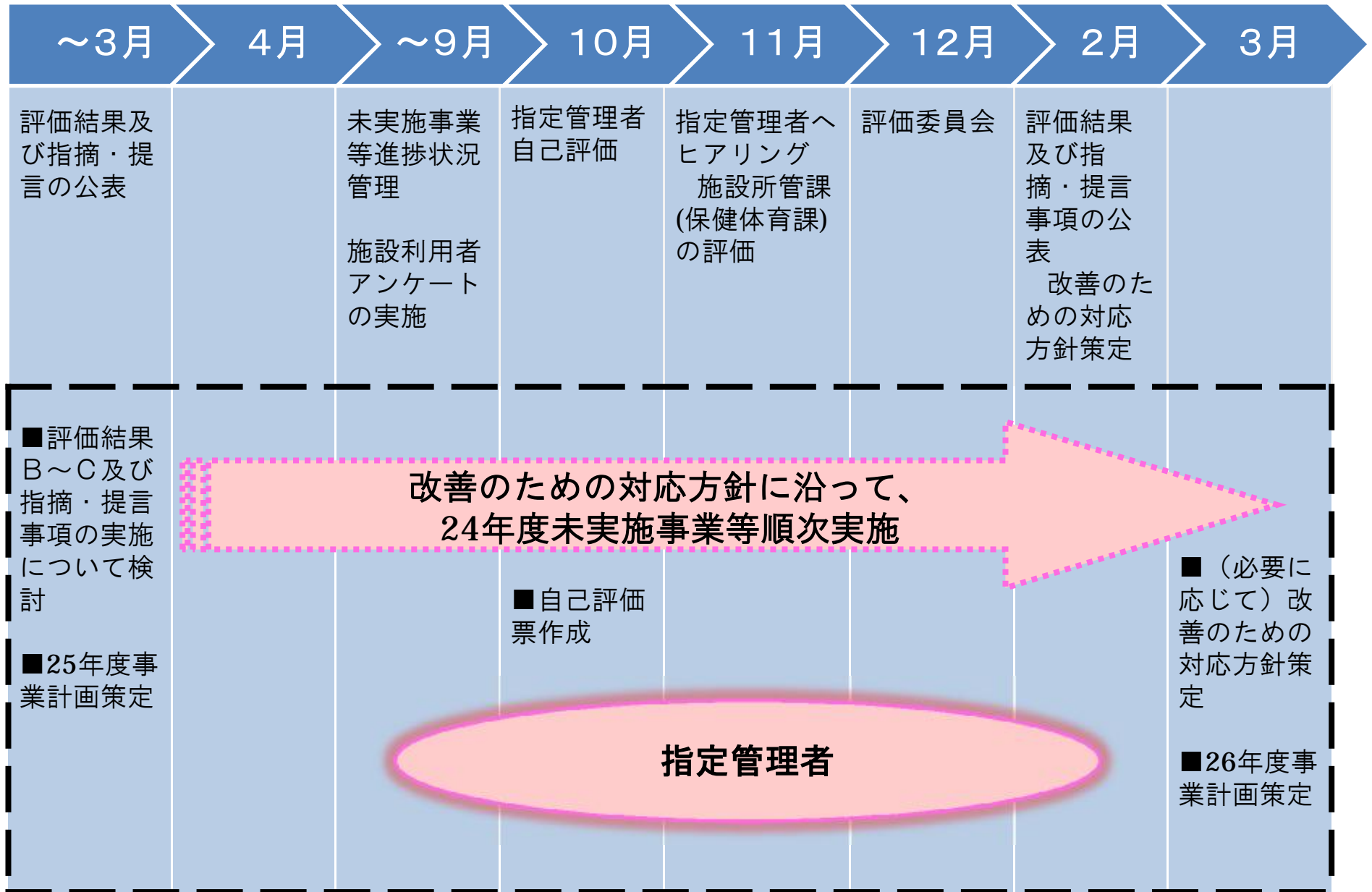
○ 参考

「管理運営業務基本協定書」 第7条第4項 （体育会館・臨海スポーツセンター・漕艇センター）

「管理運営業務契約書」 第14条第4項 （門真スポーツセンター）

甲は必要があると認めるときは、報告書等の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して説明を求め、又は実地調査をすることができる。（甲：大阪府教育委員会、乙：指定管理者）

2 改善方針実施に向けたスケジュール(24年度～25年度)



3 改善のための対応方針

施設名

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 24年度未実施の事業 ○ 評価委員会の評価がB及びCのもの ○ 評価委員会から指摘・提言のあったもの ○ 施設所管課による評価内容から改善が必要とするもの 	<p>評価委員会及び施設所管課による評価によって、改善が必要とするものへの対応方針を記載</p>	<p>事業計画反映内容若しくは、事業計画への反映がない場合の対応を記載</p>

第4章 改善のための対応方針

平成23年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針

1 体育会館

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容	対応状況 (平成24年12月現在)
I 提案の履行状況に関する項目					
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策					
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	③社会貢献活動環境活動、法令遵守の取組み	③法令に基づく各種届出について、迅速に対応されたい。	・施設管理運営に係る法令の確認を行う。 ・法令遵守への対応体制の確立を行う。	・施設管理に伴う適用法令の実施期間等の確認を行い、年間実施計画書を作成し、施設所管課に提出をする。 ・施設管理に伴う法令を遵守するにあつての管理体制を図る。	・適用法令の確認を行い、年間実施計画書を作成し点検の実施にあつている。 ・法令遵守するにあたり年間実施計画書及び点検簿を利用し情報の共有化を図り周知徹底を行っている。
施設の効用を最大限発揮するための方策					
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	②自主事業の取組み	②スポーツ教室の利用者数増加に向けて、さらなる努力を期待する。	新しい利用者施設への興味を持っていただけるよう、広報媒体を充実させる。	・フリーペーパーや月刊行事予定などの広報媒体を活用し各種教室の積極的なPRを図る。 ・利用者やスポーツ団体に対し施設の利用促進のPR活動を行う。	・新たに契約会社（14社）の社内誌、会報誌に掲載を行い、広報媒体を増やし、利用促進のPR活動を行っている。 ・関係団体のイベント開催時にチラシ配布を行いPR活動を行っている。
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	②施設設備の安全管理	②日常点検記録簿を作成し施設設備の管理強化を徹底されたい。	新たに施設設備に関する巡回体制の確立を行う。	・日常点検記録簿を作成し、目視点検を行った内容の記録を行い、職員へ点検結果の周知を行う。 ・各部署による合同パトロールを実施する管理体制を実施。 ・施設設備の維持管理を適正に行うライフサイクルコストの低減と予防保全手法を確立し、設備改修に伴う年次計画を作成し計画的な維持管理を行う。	・日常点検、合同パトロールの点検結果を点検記録簿に記載し、ミーティング時に職員へ周知する体制を整備した。 ・施設整備計画に基づき、基本修繕等を計画的に実施し、日常点検内容の情報共有により管理意識の向上を図っている。
Ⅲ 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項					
(2)安定的な運営が可能となる人的能力	③指導育成、研修体制	③業務マニュアル等の整備により、安定的な運営に努められたい。	各業務マニュアルの見直し及び整備を行うとともに、研修等により職員のスキルアップを図る。	・常に多種多様な事例に対応できるよう、業務マニュアルの作成及び見直しを行う。 ・職員を各種研修会に参加させ職員の多能化及びスキルアップを図る。 ・事例を基に検討会を開催し、情報の共有化並びに周知体制を図る。	・安定的な管理運営を実施できるよう、業務マニュアルを作成。 ・浪速消防署の指導のもと、一次救命処置を学ぶ救命救急講習会を平成25年3月に開催予定。 ・ミーティングを毎朝開催し情報の共有化を図っている。

臨海スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容	対応状況 (平成24年12月現在)
I 提案の履行状況に関する項目					
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策					
(1)施設の設置目的及び管理運営方針	③社会貢献活動、環境活動、法令遵守の取組み	③法令に基づく各種届出について、迅速に対応されたい。	・施設管理運営に係る法令の確認を行う。 ・法令遵守への対応体制の確立を行う。	・施設管理に伴う適用法令の実施期間等の確認を行い、年間実施計画書を作成し、施設所管課に提出をする。 ・施設管理に伴う法令を遵守するにあたっての管理体制を図る。	・適用法令の確認を行い、年間実施計画書を作成し点検の実施にあたっている。 ・法令遵守するにあたり年間実施計画書及び点検簿を利用し情報の共有化を図り周知徹底を行っている。
施設の効用を最大限発揮するための方策					
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	②自主事業の取組み	②スポーツ教室の利用者数増加に向けて、さらなる努力を期待する。	新しい利用者施設への興味を持っていただけるよう、広報媒体を充実させる。	・フリーペーパーや月刊行事予定などの広報媒体を活用し各種教室の積極的なPRを図る。 ・利用者やスポーツ団体に対し施設の利用促進のPR活動を行う。	・新たに契約会社(14社)の社内誌、会報誌に掲載を行い、広報媒体を増やし、利用促進のPR活動を行っている。 ・関係団体のイベント開催時にチラシ配布を行いPR活動を行っている。
(5)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度	②施設設備の安全管理	②日常点検記録簿を作成し施設設備の管理強化を徹底されたい。	新たに施設設備に関する巡回体制の確立を行う。	・日常点検記録簿を作成し、目視点検を行った内容の記録を行い、職員へ点検結果の周知を行う。 ・各部署による合同パトロールを実施する管理体制を実施。 ・施設設備の維持管理を適正に行うライフサイクルコストの低減と予防保全手法を確立し、設備改修に伴う年次計画を作成し計画的な維持管理を行う。	・日常点検、合同パトロールの点検結果を点検記録簿に記載し、ミーティング時に職員へ周知する体制を整備した。 ・施設整備計画に基づき、基本修繕等を計画的に実施し、日常点検内容の情報共有により管理意識の向上を図っている。
その他管理に際して必要な事項					
(7)府施策との整合	③府民・NPOとの協働の取組み	「③府民・NPOとの協働の取組み」について、プロポーザル提案と整合性を図る努力をされたい。	府民またはNPOとの協働して行える事業の検討を行い、各団体へアプローチを行う。	事業に関する事業計画資料を作成し、各団体にアプローチを図る。	・現在、ワンコインデーやイベントに合わせて地元スポーツ団体の展示会等を検討中。
III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項					
(2)安定的な運営が可能となる人的能力	③指導育成、研修体制	③業務マニュアル等の整備により、安定的な運営に努められたい。	各業務マニュアルの見直し及び整備を行うとともに、研修等により職員のスキルアップを図る。	・常に多種多様な事例に対応できるように、業務マニュアルの作成及び見直しを行う。 ・職員を各種研修会に参加させ職員の多能化及びスキルアップを図る。 ・事例を基に検討会を開催し、情報の共有化並びに周知体制を図る。	・安定的な管理運営を実施できるよう、業務マニュアルを作成。 ・浪速消防署の指導のもと、一次救命処置を学ぶ救命救急講習会を平成25年3月に開催予定。 ・ミーティングを毎朝開催し情報の共有化を図っている。

漕艇センター

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容	対応状況 (平成24年12月現在)
I 提案の履行状況に関する項目					
施設の効用を最大限発揮するための方策					
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	②自主事業の取組み	②利用者数の増加に向けて、さらなる努力を期待する。	利用者の拡大を図るため、広報活動と自主事業を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への情報提供の手段としてホームページやニュースレターを活用する。 各種マリンスポーツ体験乗船、安全講習会等を開催することにより、利用者の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月よりホームページをリニューアルし、ニュースレターを随時更新することにより、利用者への情報提供の手段として活用している。 マリス海洋スクール、体験乗船会、水上安全指導員講習を実施することにより、より多くの府民のための施設として運営を図っている。

門真スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容	対応状況 (平成24年12月現在)
I 提案の履行状況に関する項目					
平等利用が確保されるよう適切な管理を行なうための方策					
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	③施設設備、機能の活用	「③駐車場活用パーク&ライド」について、プロポーザル提案と整合性を図る努力をされたい。	駐車場活用法について、パークアンドライド実施の可能性を含めて必要調査を進める。	<ul style="list-style-type: none"> 門真SC近隣の駐車場市場を調査する。(利用料金、営業時間、営業形態、利用率等を調査し、施設所管課に報告する) 	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の駐車場競合システムについては調査済み。 11月より近隣の稼働状況の調査を開始。

平成24年度モニタリング評価実施による改善のための対応方針

体育会館

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容
I 提案の履行状況に関する項目				
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(4)サービスの向上を図るための具体的手法・効果	②自主事業の取組み	(施設所管課の評価) 提案のあった自主事業(10教室)は開催しているが、利用者数が減少傾向となっている。	これまでの利用促進PRやリピーター率の向上策などの取組みを踏まえて、減少傾向の検証・原因分析を行う。 また、受講者アンケートや周辺教室との比較分析を行うなど利用者増加に向けた改善策を策定。	平成25年度事業計画書 (4)自主事業(施設活用事業)の実施 「平成25年度上半期に減少傾向の検証・原因分析を行い、堺プレイザーズバレーボール教室のチケット制導入やエヴェッサチアダンス教室の枠数を増やすなど、利用者増加に向けた改善策を策定し、実施可能なものから順次行う。」との記述を追加する。

臨海スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容
I 提案の履行状況に関する項目				
その他管理に際して必要な事項				
(7)府施策との整合	③府民・NPOとの協働の取組み	(施設所管課の評価) 地域のスポーツ活性化につなげるよう、府民・NPO等との協働の取組みを期待する。	府民・NPOと協働して、スポーツの普及を図ることを目的とした事業計画を策定。	平成25年度事業計画書 (3)府民・NPOとの協働の取組みについて 「NPOとの協働事業として、サッカー、テニスを初めとする各種スポーツの普及活動を盛り込んだイベントを策定し、府民の日常生活におけるスポーツの定着を図る。」との記述を追加する。

漕艇センター

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容
I 提案の履行状況に関する項目				
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み	利用者数の増加に向けて、さらなる努力を期待する。	①利用者増に向けて、広報活動を充実する。 ②施設利用の自主事業を活性化する。	①現在の漕艇センターの様子をライブ映像で載せる等ホームページの充実をはかる。 ②各種マリンスポーツ体験乗船会・海洋スクールの規模を拡大し、回数を増やす。

門真スポーツセンター

評価項目	評価基準	評価委員会の指摘・提言	改善のための対応方針	次年度以降の事業計画反映内容
I 提案の履行状況に関する項目				
施設の効用を最大限発揮するための方策				
(3) 利用者の増加を図るための具体的手法・効果	①利用者増を目指したにぎわいづくり方策の取組み ②年間の広告・広報計画等の情報発信の取組み	利用者増のための施策を検討すること	大型大会の誘致や自主事業の企画を通して利用者増を検討する。	・イベント企画業者との連携による大型大会誘致への積極的な関与。 ・新規自主事業の展開による利用者増を検討。 ・教室単体チラシの製作・配布による認知度向上。 ・過去利用団体へのアプローチ 以上の利用者増加等に向けての取組みを求める。
(4) サービスの向上を図るための具体的手法・効果	①提案のあったサービス向上策の取組み ②自主事業の取組み ③施設設備、機能の活用	(施設所管課の評価) ②充足率の低い教室に関してはプログラムの見直しを検討されたい。 ③パークアンドライドのマーケット調査をもとに、早急に事業採算性の判断を行い、継続不可の場合は早急に代替策を講じる等の取組みをされたい。	②存続プログラムについては、利用者視点に立った企画内容の検討を行うとともに、ウェブサイト等を活用した内容の見せ方を検討する。 ③門真SC近隣の駐車場市場を調査し、採算性を判断する。採算が合わない場合は代替策を検討する。 (利用料金、営業時間、営業形態、利用率等を調査し、施設所管課に報告する)	②HPにコーチプロフィール情報を追加更新、また教室の空情報を随時更新表示。 ②スポーツ教室の先行受付や体験会を実施し、幅広く利用者拡大を目指す。 ③近隣コインパーキング市場調査の継続実施と、駐車場事業採算を上げる為の方策の検討。 (活動例：バック料金の検討や絵画展、トリックアート等の中期的な誘致活動の実施と開催検討) 以上の利用者増加等に向けての取組みを求める。

参 考

1 大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号）第六条の規定に基づき、大阪府体育会館等指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 委員会は、大阪府教育委員会の諮問に応じて、大阪府附属機関条例第二条第二項に規定する事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、大阪府教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総轄する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第六条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定色等の職務にあるものの以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 委員会の庶務は、大阪府教育委員会事務局教育振興室において行う。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の委員（補欠の委員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十八年三月三十一日までとする。

2 大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会委員名簿

(漕艇センター、臨海スポーツセンター、体育会館、門真スポーツセンター)

五十音順（敬称略）

氏名	分野	種別	所属等
近藤 博宣	経営	経済界	大阪商工会議所 経済産業部部長
立花 良明	専門家	学識経験者	大阪府バドミントン協会 常務理事 競技部部長
千葉 康平	法律	弁護士	千葉法律事務所
◎ 古澤 光一	専門家	学識経験者	大阪体育大学 准教授
渡邊 尚資	会計	公認会計士	渡邊公認会計士事務所

◎ 委員長